【起案】

文書分類	00行政 09庶務 02交通対策	収受日	
		起案日	平成23年5月2日
文書ファイル	A201102006　放置自転車対策一般	決裁日	平成23年5月10日
		施行日	
保存年限	3年	廃棄年	平成27年

施行・取扱い上の注意事項	文書記号番号	

件名	被害届の提出について		
伺い文	このことについて、次のとおり提出してよろしいか。		
起案者	市民協働部 生活安全課 高橋 佳代	決裁区分	(甲) 市長

決裁欄

市長	副市長	部長	次長	課長	副主幹
		安井	伊藤	高橋	飯山

係

合議

総務部長	総務部次長	総務部参事	職員課長	秘書広報課長
		鈴木		芳垣

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗子市

5/13 11:30

事案	市民協働部生活安全課の所管である、逗子市内の放置自転車等の回収、保管、返還及び処分に係る業務のうち、逗子市自転車等保管場所において行われた廃棄処分する自転車の不適切な取り扱いについて、逗子警察署の照会により当該担当職員に事実確認を行ったところ、別添被害届の内容に相違ないことが確認できたため、逗子警察署長宛に被害届を提出するもの。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

被　害　届

神奈川県逗子警察署長　殿

平成　　年　　月　　日

次のとおり、被害届を提出いたします。

届出人	逗子市逗子５丁目２番１６号 逗子市市民協働部生活安全課長　㊞	
被害者の住居、職業、氏名	逗子市逗子５丁目２番１６号 逗子市長　平井竜一	
被害の年月日	平成２０年６月上旬頃	
被害の場所	逗子市沼間３丁目６３０番１３ 逗子市自転車等保管場所	
被害の模様	逗子市は、市民協働部生活安全課において、逗子市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、放置自転車の回収、保管、返還及び処分の業務を行っているところですが、行政手続きにより移動した放置自転車等の保管、返還及び処分の業務に従事していた、平成20年当時の市民部市民課交通係非常勤事務嘱託職員が、同年６月上旬頃、逗子市沼間３丁目630番13所在の逗子市自転車等保管場所において、廃棄対象となっていた自転車[redacted]１台を自己が所有する目的で横領していた事実が判明したので届け出ます。	
被害品	被害品	自転車１台
	防犯登録番号	[redacted]
	車体番号	
	製造元	
	色	
	その他	
被疑者の住居、氏名	住所	[redacted]
	氏名（年齢）	
	職業	

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市